

契約の方法及び入札の条件

(条件付一般競争入札・総合評価方式・低入札価格調査制度・継続費)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付き一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかった場合には、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、入札公告及び次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 見積内訳書及び見積内訳総括表

入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書に加えて見積内訳書(任意様式)及び見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)を提出しなければならない。見積内訳書又は見積内訳総括表の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(3) 入札保証金

入札説明書による。

(4) 落札者

入札説明書による。

(5) 最低制限価格

本工事では総合評価方式のため、最低制限価格を設定せずに、低入札価格調査制度を適用するので、調査基準価格を設定し、加えて評価基準価格を設定する。

なお、評価基準価格は、事後公表とする。

(6) 契約保証金

入札説明書による。なお、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(7) 前金払(継続費に基づく契約の場合は、特約条項の規定による。)

福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第35条に定めるところにより次の前払金の支払を請求することができる。

ア 第1項に定める前金払 請負代金額の4割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

ただし、調査基準価格(非公表)を下回り落札者となった場合には、請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。

イ 第3項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

(8) 部分払(継続費に基づく契約の場合は、特約条項の規定による。)

約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

(9) 工期

工期は、入札公告記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は議会の議決を得た日から1日を

経過した日とする。

(10) 現場代理人届等

請負者(以下「受注者」という。)は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(11) 配置予定の技術者

入札説明書による。

(12) 工事請負契約書

別紙による工事請負契約書によるものとし、別記の特記事項を挿入する。また、特約条項として各条項を必要に応じて挿入する。

(13) その他

入札公告、設計書(金額抜き)、設計図、仕様書、入札説明書、福島県工事等競争入札心得、契約書(案)、福島県工事請負契約約款等を熟知すること。

特記事項

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成30年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等を施工施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

第1 この契約は、令和8年12月31日までに、この契約の締結に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとする。また、福島県議会の議決までの間に受注者(法人である場合は、法人の役員又はその使用人。)が反社会的な行為等により逮捕されるなど、受注者を契約の相手方とすることが適当でないと認めた場合には発注者はこの契約を解除し、本契約は締結しないものとする。これらの場合においては、受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は、一切その賠償の責めに任じないものとする。

第2 この契約は、継続費に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は次のとおりとする。

令和8年度 円
(出来高予定額の %以内の額で別(契約時)に示す額)

令和9年度 円
(出来高予定額の %以内の額で別(契約時)に示す額)

令和10年度 工事請負代金額から令和9年度までの支払額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

令和8年度 円
(請負代金額の %以内の額で別(契約時)に示す額)

令和9年度 円
(請負代金額の %以内の額で別(契約時)に示す額)

令和10年度 工事請負代金額から令和9年度までの出来高予定額を差し引いた額

3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

- 第3 この契約の前金払については、約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、前項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、乙は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第3項の規定を準用する。
- 第4 この契約において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。
- 2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第37条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
- $$\text{部分払の額} \leq \text{着工時からの出来高金額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - [\text{着工時からの出来高金額} - (\text{前会計年度までの出来高予定金額} + \text{出来高超過額})] \times (\text{当該会計年度の前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$
- 3 約款第38条第1項ただし書の表中請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあっては4回（中間前金払をする場合は3回）とする。
- 第5 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、規定を準用する。
- （注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合は特約しない。この場合、特約条項第6以下の各条項を1条繰り上げることとする。）
- 第6 約款第4条第2項及び第5項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。
- 2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。
- 3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。
- なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）
- （注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）
- 第7 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第8 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和9年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和9年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第9 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約款 第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

契約の保証について

1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに〔県議会の議決を要する契約の場合には、議決による（知事が専決処分をした場合を含む。）本契約成立後速やかに〕、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示をしなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

ア 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

- | | |
|----------|---------------|
| ① 福島県債証券 | 額面金額 |
| ② 国債証券 | 額面金額の 10 分の 8 |

イ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ 上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

オ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には「福島県知事 内堀 雅雄」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載され

るように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては発注者の指示に従うこと。

ケ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

ア 公共事業履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共事業履行保証証券の宛名の欄には、「福島県知事 内堀 雅雄」と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。

オ 保証期間は工期を含むものとする。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には「福島県知事 内堀 雅雄」と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載するように申し込むこと

オ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 1 の規定にかかわらず、落札額が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。

ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となる場合には、約款第 4 条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は 1 の規定を準用する。